

防災・減災、国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書

現在、世界は異常な気候変動の影響を受け、全国各地で甚大な被害を被っている。我が国でも、豪雨、河川の氾濫、土砂崩落、地震、高潮、暴風、波浪、豪雪など、自然災害の頻発化・激甚化にさらされている。このような甚大な自然災害に備え、国民の生命と財産を守る防災・減災、国土強靱化は、一層その重要性を増しており、喫緊の課題となっている。

こうした状況を受け、国においては、重要インフラの緊急点検や過去の災害から得られた知見を踏まえ、国土強靱化を加速化・深化させていくことを目的に、国土強靱化基本計画を改訂するとともに、重点化すべきプログラム等を推進するための「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を策定し、集中的に取り組んでいるが、その期限が令和3年3月末までとなっている。

現状では、過去の記録を超える豪雨による河川の氾濫、堤防の決壊、山間部の土砂災害などにより多くの尊い命が奪われるなど、犠牲者は後を絶たない。今後起こり得る大規模自然災害の被害を最小限に抑え、迅速な復旧復興へとつながるよう、防災・減災、国土強靱化はより一層、十分な予算の安定的かつ継続的な確保が必須である。

よって、国においては、下記の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 令和2年度末期限の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の更なる延長と拡充を行うこと。
- 2 地方自治体が国土強靱化地域計画に基づき実施する対策に必要な予算の総額確保を図ること。
- 3 災害復旧及び災害関連予算の確保や補助対象の拡大を図るとともに、国土強靱化のための財源を安定的に確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年10月2日

高崎市議会議長 渡 邊 幹 治

衆議院議長
参議院議長
内閣総務大臣
総務大臣
国土交通大臣
内閣府特命担当大臣（防災）
国土強靱化担当大臣

殿